「予報業務の許可等に関する審査基準、標準処理期間及び処分基準」及び「発表業務の許可等に関する審査基準、標準処理期間及び処分基準」の一部改正に関する意見募集の結果について

令　和　８　年　５　月　２９　日
気象庁情報基盤部情報利用推進課

気象庁では、令和８年３月３１日から令和８年４月２９日までの間、「予報業務の許可等に関する審査基準、標準処理期間及び処分基準」及び「発表業務の許可等に関する審査基準、標準処理期間及び処分基準」の一部を改正する案に関するご意見の募集を行いました。

その結果、１件（件数は意見提出者数）のご意見をいただきました。いただいたご意見の概要及びそれに対する気象庁の考え方・対応を別紙のとおり公表します。

今回ご意見をお寄せいただきました方をはじめ、皆様のご協力に厚くお礼申し上げます。今後とも、気象業務へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

「予報業務の許可等に関する審査基準、標準処理期間及び処分基準」及び「発表業務の許可等に関する審査基準、標準処理期間及び処分基準」の一部改正に関するご意見及びそれに対する気象庁の考え方・対応

提出されたご意見の概要	ご意見に対する気象庁の考え方・対応	提出意見を踏まえた案の修正の有無
高潮の予報業務許可に関する審査基準の改正に関連して、波の打上げの要素を加味した予報については、従来の潮位計で観測可能な潮位（高潮）予報と比較して、検証に用いる精度の高い現地観測データが得られにくいことが想定される。 このため、予報の品質評価においては、予報と実際の状況を比較するにあたり、現地観測データを直接用いることが難しい場合には、天端高を超えたかどうか等の現象の発生有無に基づく評価手法も妥当と考えられるかについて、ご見解をお伺いしたい。 また、気象庁における波の打上げ高を加味した予報や越波流量に関する評価手法およびその評価結果について、可能な範囲での開示をご検討いただきたい。 さらに、検証等のために気象庁から配信されている高潮モデルや高潮ガイダンスの格子点値について、波の打上げ高を加味した予報や越波流量に関するデータの追加配信についてもご検討いただきたい。	波の打上げ要素を加味した予報の検証においては、ご意見いただいたとおり、観測データによる定量的な検証が困難な場合があると認識しております。このため、現象発生を把握することのできるカメラの動画データや現地の痕跡等を用いた定性的な検証についても、検証データの概要を示していただいた上で適切に検証できていると判断できれば、検証手法として問題ないと考えております。 波の打上げ要素を加味した予報や越波流量に関する予測手法およびその予測結果の評価の開示について今後検討いたします。なお、今回開始する波の打上げ要素を加味した予報・警報については、気象庁、国土交通省、都道府県の三者で共同して実施するものです。 波の打上げ要素を加味した予報や越波流量に関するデータの配信については、今後検討いたします。	無し